

(平成22年4月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

新潟国民年金 事案 1002

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間については納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

昭和46年5月ごろA市役所B地区事務所（現在は、A市役所C出張所）において国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については妻の分と一緒に納付していたはずなのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立期間前後の保険料も納付済みであるなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和46年7月*日に払い出されたことが確認できることから、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であった上、一緒に申立期間の保険料を納付していたとする申立人の妻は、54年2月に厚生年金保険の適用事業所を退職後、同年2月及び同年3月の保険料を納付していることを考慮すると、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①、②及び③に係る標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、いずれの事業主も、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間⑤、⑥及び⑦について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間⑤の標準賞与額に係る記録を11万9,000円、申立期間⑥の標準賞与額に係る記録を7万2,000円、申立期間⑦の標準賞与額に係る記録を23万8,000円に訂正することが必要である。

なお、いずれの事業主も申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年1月21日から11年1月1日まで
(A社)
② 平成16年11月1日から17年12月21日まで
(B社)
③ 平成17年12月21日から19年5月1日まで
(C社)
④ 平成16年8月10日
(B社)
⑤ 平成16年12月29日(同上)
⑥ 平成17年8月10日(同上)
⑦ 平成17年12月26日(C社)

「ねんきん定期便」が送付され、その記録を確認したところ、A社、B社

及びC社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の標準報酬月額が実際の給与支給額と大きく違っていた。

当時の給与明細書を保管しているので、申立期間①、②及び③の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、B社とC社に勤務した期間のうち、申立期間④から⑦までに支給された賞与に係る標準賞与額が記録されていなかった。

給与支給明細書では、申立期間④から⑦までにおいて賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、②及び③について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準報酬月額については、申立人の保管していた給与明細書において確認できる報酬月額から、24万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の各事業主による納付義務の履行については、いずれの事業所においても給与明細書において確認できる報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、いずれの事業主も、実際の報酬月額を届け出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、いずれの事業主も、それぞれの申立期間に係る保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間⑤、⑥及び⑦について、申立人が保管している給与支給明細書から、その主張する標準賞与額（11万9,000円、7万2,000円及び23万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、各事業主が当該賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、いずれの事業所においても確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利は時効により消滅する前に、各事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこと

から、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間④について、申立人が保管している給与支給明細書の記載から、厚生年金保険料が賞与から控除されていないことが確認できることから、標準賞与額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 12 月 21 日から 48 年 5 月 1 日まで
② 昭和 48 年 10 月 15 日から 49 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 49 年 10 月 15 日から 50 年 4 月 21 日まで

「ねんきん特別便」が送付され、その記録を確認したところ、A社に勤務した一部の期間が厚生年金保険に未加入となっていたため、改めて社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、②及び③について、やはり加入記録が無い旨の回答を受け取った。

A社には、冬期の出稼ぎで3回勤務したので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間①の一部期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は既に解散している上、当時の事業主の長女は、「事業主は既に亡くなっており、申立期間①当時の資料は廃棄済みで保管されていない。」と証言しており、申立人の申立期間①当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の状況について、確認することができない。

また、A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載から、申立人が昭和 48 年 1 月 17 日に健康保険証を返納していることが確認できる。

さらに、申立人が自身と同様に季節労働者としてA社に勤務したとして、その名前を記憶している同僚二人は、同社に係る職歴審査照会回答票（個人情報）に氏名が無いことから、申立期間①当時、季節労働者として同社に勤

務していた申立人は、厚生年金保険の加入対象者として取り扱われていなかったものと考えられる。

- 2 申立期間②及び③について、雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間②の一部期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は既に解散している上、当時の事業主の長女は、「事業主は既に亡くなっており、申立期間②当時の資料は廃棄済みで保管されていない。」と証言しており、申立人の申立期間②当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の状況について、確認することができない。

また、申立人が自身と同様に季節労働者としてA社に勤務したとして、その名前を記憶している同僚二人は、同社に係る職歴審査照会回答票（個人情報）に氏名が無いことから、申立期間②当時、季節労働者として同社に勤務していた申立人は、厚生年金保険の加入対象者として取り扱われていなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録において、申立期間③当時、A社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の同僚に照会したものの、申立期間③当時における申立人の勤務状況に関する具体的な証言は得られない上、同社は既に解散しており、当時の事業主の長女は、「事業主は既に亡くなっており、申立期間③当時の資料は廃棄済みで保管されていない。」と証言していることから、申立期間③において、申立人が同社に勤務していたことを確認することができない。

加えて、申立期間②及び③当時の複数の従業員が、事務担当者として名前を記憶している二人についてもA社に係る職歴審査照会回答票（個人情報）に氏名が無いことから、同社においては、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

- 3 A社に係る職歴審査照会回答票（個人情報）には、いずれの申立期間においても申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

このほか、申立人のいずれの申立期間においても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月 25 日から 39 年 2 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付され、その記録を確認したところ、A社に勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かったので、社会保険事務所（当時）で調べてもらったが、やはり加入記録が無い旨の回答を受け取った。

B社を退職後、すぐにA社に勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚及び申立人が名前を記憶している同僚の証言から、申立人が申立期間の一部について、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は既に解散していることから、申立期間当時における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、オンライン記録から、A社は、昭和 33 年 2 月 4 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できることから、申立期間のうち同年 2 月 3 日以前の期間については、同社は適用事業所ではなかった上、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

さらに、仮にA社が、厚生年金保険の適用事業所となった昭和 33 年 2 月 4 日付けで、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を提出した場合には、その後、申立人が同社で勤務したとする 39 年 1 月 31 日までの間において、健

康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の提出機会が6回あったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難い上、同社が、申立人を厚生年金保険の被保険者としていないことに気付かぬまま、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたとは考え難いことから、同社は、何らかの理由により申立人を厚生年金保険に加入させなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から5年4月27日まで

「ねんきん特別便」が送付され、その記録を確認したところ、A社に勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

A社では、申立期間以前から引き続いて取締役として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人が、申立期間においても、引き続き同社で勤務していたことをうかがわせる具体的な証言は得られない上、当該同僚のうち一人は、「私は、A社に平成4年8月3日に入社した。それまで社会保険事務を行っていた担当者が、出産休暇に入ることになったため、後任として入社し、社会保険事務を行っていたが、申立人については、まったく記憶に無い。」と証言していることから、申立人が、申立期間も引き続き、同社で勤務していたことを確認することができない。

また、A社は既に解散している上、同社の元事業主は、「申立期間当時の資料は廃棄してしまった。」と証言していることから、申立期間における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間においてA社の取締役であったとしているが、申立期間においても、引き続き同社から給与が支給されていたかどうかについて記憶が無いとしている上、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月ごろから24年1月ごろまで

「ねんきん特別便」が送付され、その記録を確認したところ、A社B工場に勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

勤務した期間ははっきり覚えていないが、A社B工場に季節労働者として勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶していない上、オンライン記録から、申立期間当時、A社B工場において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の元社員に照会したものの、申立人の申立期間当時における勤務状況に関する具体的な証言は得られず、A社B工場は、「現存の名簿を調べたところ、申立人の申立期間における健康保険及び厚生年金保険の加入記録は確認できない上、季節労働者に係る雇用の状況及び社会保険への加入状況についても不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により、給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶は無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。